

長野県立病院機構労働組合
2024年度版

充実した 毎日にしよう！



・マスコットキャラクター
ローくん ソーくん ひなちゃん

一人で解決できないことを

みんなで解決しよう。

困っていること、悩みは相談してください。



職場になじめない・・・
職場に相談相手がいない・・・
ハラスメントを受けている・・・
出勤するのが嫌になっている・・・

「職場には知られたくない相談をしたい」

こんな時は遠慮せず、相談してくださいね。
県庁8階・本部書記局の書記長が秘密厳守で相談に乗ります。

☎026-217-0811 ✉nagano@byouinrouso.jp

フォームからはQRコードを読み取ってね！



賃金・労働条件・福利厚生など 大切な知識を一緒に学ぼう！



給料やボーナスってどう決定されているの？
手当は何かあるの？
夜勤手当や超過勤務手当の計算方法は？
年休って何？
地共済、互助会って何？
有期雇用職員の賃金はどのように決定されるの？

5月にウェルカムセミナーを開催！
5支部で楽しみながら、親睦を深めていこう(^^)



賃金や労働条件を改善させています

2024年度・新規採用職員
給料月額をUPさせました。



給料月額のUP140,000円以上／年
一時金（ボーナス）もUPさせました。

一時金のUP30,000円以上／年

対象看護職員に手当を出させました。(2022年度～)

評価料手当 134,400円／年

**一人ではとても改善できないことを
みんなで改善させています。**

雇用者と色々な協議をしています



人事評価の賃金への反映

ハラスメントの撲滅

年休を10日/年以上とれるように

自宅待機手当を増額するように

有期雇用職員の処遇改善

その他、沢山のことを話し合っています。

職員の健康や安全を守っています



36協定を締結し残業を可能としていますが、
職員の残業時間を厳しくチェックしています。

サービス残業の撲滅にも取り組んでいます。

健康診断や人間ドックの受診状況を確認しています。

駐車場や休憩室の確保、整備について確認しています。

労働者の代表として、労使協定を締結しています。

**ライフプランに合わせて
じちろう共済を推進しています。**



組合員だからこそその助け合い。お得な保険に加入できます。
福利厚生やライフプランに合わせた
保険や保障を選んでいきましょう。
車の保険を見直してみませんか？掛金減らせるかも！

可処分所得（自由に使えるお金）を増やしましょう。

**全国コンビニATM手数料無料！
ろうきんを活用しよう**



ATM手数料無料で引き出せるので、給料口座に最適！
財形、新NISA、IDECOでお金を増やしましょう。
組合から旅費や行動費が振り込まれます。
組合加入と同時に口座を開設します。

将来のために貯金や投資をしましょう。

**全国の仲間と一緒に活動しています。
世界・日本・長野県が平和で私たちも幸せになります**

上部団体（自治労・連合など）
味方になってくれる国会議員や県会議員と共に活動をしています。
国の法律が変わらないと、自治体職員の賃金や労働条件は改善しません。
戦争反対、脱原発、格差社会の是正、差別のない社会
みんなが幸せになれるように協力して、取り組んでいます。



杉尾 ひでや 議員
と阿部書記長



自治労組内国会議員と県病院労組役員
（鬼木 まこと議員・岸 まきこ議員）

平和な社会を実現させる取り組みをしています。

本部・5支部で団結しています

県病院労組本部



定期大会 採決の様子

年1回大会を開催します。
運動方針や予算等を決定します。
県病院労組の最高議決機関です。
各支部の代議員が結集します。

各支部では、独自活動を実施しています。
クリスマス会・焼肉・BBQ・キャンプ・旅行
スイーツバイキング・ビュッフェ
病院祭への参加など



駒ヶ根支部クリスマス会

様々な方法で広報しています

「公式LINE」



大切な情報をすぐに発信しています！

友だち登録で1,000円分のギフトカードプレゼント('ω')



「YouTubeチャンネル」



役立つ動画を配信しています！

「びょういん労組ニュース」

月1回程度発行しています！

交渉結果等を詳しく掲載しています。

「ホームページ」

活動報告・中執ブログを更新中！
組合員専用ページ有ります。

「県病院労組」で検索してね



長野県立病院機構労働組合綱領

- われわれは、県立病院・介護老人保健施設に働くすべての労働者の生活と権利を守り、労働条件・職場環境の改善、資質の向上及び相互の連帯のために取り組む。
- われわれは、人間らしく生き活きと働き続けるため、権利とルールを確立し、誰もが安心して質の高い医療を受けられる病院づくりをめざし取り組む。
- われわれは、より良い医療・社会保障制度の確立と平和と民主主義の発展のために諸団体と連携して取り組みを進める。

長野県立病院機構労働組合同規約

第1章 総則

(名称と事務所)

第1条 この組合は長野県立病院機構労働組合と呼び、略称を「県病院労組」という。

第2条 この組合の事務所は長野市大字南長野字幅下692の2長野県庁内に置く。

第3条 この組合はこれを法人とする。

(目的)

第4条 この組合は綱領の実践を目的とする。

(事業)

第5条 この組合は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 生活の向上と安定に関すること
- 身分の保証、地位の向上に関すること
- 勤務条件の維持改善に関すること
- 組合員及びその家族の福利厚生に関すること
- 組合員に対する啓発事業及び文化の向上に関すること
- 友誼団体との提携協力に関すること
- 出版物、機関紙、情報の編集発行
- その他目的達成に必要な事業

(上部団体)

第6条 組合は上記目的を達成し、事業を進めるために全日本自治団体労働組合(自治労)に加盟する。

第2章 組織

(範囲)

第7条 この組合は、一般地方独立行政法人長野県立病院機構に勤務する者及び大会において承認された者をもって組織する。

ただし、次の者を除く。

組合員の人事、労働条件の決定に参画する管理職に指定された者。

(加入及び脱退)

第8条 この組合に加入しようとする者は様式第1号による申込書を定められた支部を経由して中央執行委員長に提出しなければならない。

この場合、中央執行委員長は申込書を審査し、適当と認められる場合は、様式第3号による承諾書を交付する。

第9条 この組合を脱退しようとする者は様式第2号による脱退届出書を所属支部を経由して中央執行委員長に提出することにより、組合員でなくなる。

ただし、組合費その他のものは返戻しない。

(除名処分)

第10条 組合員が以下の各号の1に該当した時は大会の決議により除名または権利停止の処分を行うことができる。

- 組合の統制を乱したとき
- 組合の体面を汚したとき
- 組合員の義務を怠ったとき
- その他組合員として不適当と認められたとき

(除名者の再加入)

第11条 前条により除名されたものであっても、大会の承認を得た者は再び加入することができる。

(資格喪失)

第12条 組合員は、次の各号に該当した場合はその資格を失う。

- 退職
- 脱退
- 第7条に規定する管理職の地位に該当した場合
- 死亡
- 除名

第13条 この組合は各病院に支部を置く。

第3章 権利と義務

(資格の保証)

第14条 この組合のすべての組合員は平等に次の権利義務をもつ。

- 何人もいかなる場合においても人種、信条、性別、門地または身分によって組合員たる資格を奪われないこと。
- 組合のすべての活動に参加し、また組合の利益をうけること。
- 組合のすべての問題に意見を述べ、かつ決議に参加すること。
- 役員に選挙され、これに就任することおよび役員を選挙すること。
- 組合費および定められた諸費を完納し、その用途について報告および監査を求めること。
- 正当な審門手続きを経ないで除名、権利停止処分を受けないこと。
- 組合員は、組合の綱領、規約を尊重し、組合の運営と目的達成に協力する義務を負う。
- 組合員は、各機関の決定に従わねばならない。

第4章 機関

(機関)

第15条 この組合に次の機関を置く。

- 大会
- 支部代表者会議
- 中央執行委員会

第1節 大会

第16条 大会は、本組合の最高議決機関で、代議員および役員で構成し毎年1回定期に開催し次のことを決める。

- 規約の改廃
- 運動方針
- 予算及び決算
- 会計監査報告
- 組合解散の発議
- 他団体への加入および脱退
- 組合員の除名、および権利停止
- その他必要なこと

第17条 大会の代議員は大会開催2ヶ月前までの組合費を完納した各支部組合員数により組合員30名毎に1名とする。

2 災害や感染症の蔓延など、社会情勢において本条に規定する代議員を招集することが困難な場合に限り、委任状をもって代議員出席に代えることが出来る。

ただし、各支部組合員数1~100名毎に1名の代議員出席を確保すること。

第18条 大会は中央執行委員長が招集し、大会の日より2週間前に会議の月日、時間、場所および目的を文書をもって代議員に通知しなければならない。

第19条 支部代表者会議が必要と認めたととき、全組合員の3分の1以上の要求があったときは中央執行委員長は臨時に大会を招集しなければならない。

第20条 大会の議長は大会において代議員より選出する。大会は代議員の半数以上の出席がなければ成立しない。

第21条 大会の議決は出席した代議員の過半数により決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

ただし、次の各号の1に該当するときは出席代議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

- 運動方針の決定
- 他の労働組合(職員団体を含む)又は上部団体との連合加入または脱退
- 組合員の除名または権利停止

第2節 支部代表者会議

第22条 支部代表者会議は大会に次ぐ議決機関で役員並びに各支部組合員から選出した代表者をもって構成する。代表者の選出は、支部組合員2名とする。
2 災害や感染症の蔓延など、社会情勢において本条に規定する代表者を招集することが困難な場合に限り、委任状をもって代表者出席に代えることができる。ただし、各支部代表者1名の出席を確保すること。

第23条 中央委員会は必要に応じ招集し、次の事を決める。

- 1、大会より委任された事項
- 2、諸細則の制定ならびに改廃に関する事項
- 4、予算の更正
- 5、他団体への役員選任
- 6、欠員補充のための投票管理委員の選任
- 7、組合員の除名または権利停止につきこれを審問すること。
- 8、役員の過怠につき勧告または審問すること。
- 9、その他緊急と認める事項

第24条 支部代表者会議の議長は支部代表者会議において支部代表者より選出する。支部代表者会議は支部代表者の半数以上の出席がなければ成立しない。

第25条 支部代表者会議の決議は出席した支部代表者の過半数により決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
(会議)

第26条 大会および支部代表者会議の会議については、議事規則を別に定める。

第3節 中央執行委員会

第27条 中央執行委員会は第31条の役員をもって構成し（監事を除く）大会ならびに支部代表者会議の議決に従い、これに常時執行し、当局と交渉する機関である。必要に応じて中央執行委員長が招集する。

(書記局と専門部)

第28条 中央執行委員会の下に次の部局を置き、その部局の長は中央執行委員会において役員の間で互選により分担する。書記局、組織部、賃金部、社会保障部、財政部、広報部

第29条 書記局には若干名の有給職員を置き職員の内任は中央執行委員会が行う。

第30条 中央執行委員会は必要に応じ専門部を設置することができる。

第5章 役員

(役員の種類)

第31条 この組合に次の役員をおく。

中央執行委員長1名、副中央執行委員長2名、書記長1名、書記次長1名、中央執行委員10名以内、特別執行委員若干名、監事2名。

(中央執行委員長)

第32条 中央執行委員長は組合を代表し、業務を総理する。

(副中央執行委員長)

第33条 副中央執行委員長は中央執行委員長を補佐し、事故あるときはその職務を代行する。

(書記長)

第34条 書記長は書記局を統轄し、正・副中央執行委員長を補佐し、事故あるときはその職務を代行する。

(書記次長)

第35条 書記次長は書記長を補佐し、事故あるときはその職務を代行する。

(中央執行委員)

第36条 中央執行委員は、組合業務の執行を分掌する。

(監事)

第37条 監事は会計業務を監査し、その結果を大会、支部代表者会議、中央執行委員会に報告しなければならない。その他、支部会計事務について指導監査を行う。

(特別執行委員)

第38条 特別執行委員は、上部団体および他団体の専従役員になったものがあたる。また、大会で特に必要と認められたものがあたる。

(役員の内任)

第39条 役員の内任は2年とし、4月1日から翌々年3月31日までとする。ただし補欠のときは残任期間とする。

2 特別執行委員の内任は、前項の規程にかかわらず、当該上部団体の定めるところによる。

(専従役員)

第40条 役員（監事を除く）のうち若干名は組合業務に専従する。専従者の給与規程は別に定める。

(顧問)

第40条の2 この組合に顧問をおくことができる。顧問には、組合員以外から組合の推せんにより、各首長、各級議会議員（県議会議員以上）に当選した者のうちから、大会で承認した者、または組合の必要により大会で定めた者をあてる。

第6章 役員を選出（選挙）

(役員を選出)

第41条 役員（特別執行委員を除く）は、全組合員の直接かつ秘密の投票によって選出する。

(規則への委任)

第42条 前条の選出または連合体代議員については、別に定める投票管理規定に基づいて行う。

第7章 支部

第43条 第13条の規定により組合に支部をおき、支部の区域および名称は別に定める。

第43条の2 支部の任務は次のとおりとする。

- 1、組合の決定および指令通達する諸活動の実践
- 2、組合の加盟する団体の地域組織、その他の民主団体との提携、協力に関すること。
- 3、その他組合の目的達成に必要なこと。

第44条 支部は前条の任務を遂行するため、大会および委員会、執行委員会をおく。

第45条 支部はこの規程に反しない範囲で必要な規約を決めることができる。規約を決めたときは組合に届出る。

第8章 会計

(経費の充当)

第46条 この組合の経費は、組合費、事業収入、寄附金によって賄う。ただし、寄附金は中央執行委員会の承認を必要とする。

第46条の2 この会計の執行は別の定める会計規則に基づき行う。

(会計年度)

第47条 本組合の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(組合費)

第48条 本組合の組合費は、給料（調整額を除く）に1000分の16を乗じて算定した額とし、その上限を6,200円とする。

第48条の2 有期雇用職員は1000分の8とする。

第48条の3 育児休業中等無給の組合員については、前項の規定にかかわらず、月額300円とする。

第48条の4 組合費は、毎月これを徴収する。組合において必要がある場合は支部代表者会議に諮り臨時に会費を徴収することができる。

(会計監査)

第49条 全ての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計検査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表されること。

(資産の処分)

第50条 組合の資産を処分する場合、大会または支部代表者会議の議決を経てから、中央執行委員長が処分する。

第9章 規約の改廃と解散

(規約の改廃)

第51条 規約の改廃、その他これに準ずる重要項目は、全組合員の直接かつ秘密の投票による3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第52条 本組合を解散する時は、全組合員の直接かつ秘密の投票により、4分の3以上の同意を得なければならない。

第10章 争議

第53条 同盟罷業を行う場合には、大会および支部代表者会議方針に基づき、直接かつ秘密の投票により、全組合員の過半数の賛成を要する。また、中央執行委員会において全中央執行委員の過半数以上の賛成を得たうえ実行の最終判断を行う。





素敵な人生にしよう！